

産業建設委員会会議録

=====
日時 令和8年2月4日（水曜日）

午前10時から午前10時42分まで

場所 第4委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

（1）令和8年第1回（2月）臨時会上程議案等について

①令和7年度土浦市一般会計補正予算（第7回）（案）について

②令和7年度土浦市水道事業会計補正予算（第3回）（案）について

③専決処分の報告について（和解）

4 その他

5 閉会

出席委員（8名）

委員長 今野 貴子

副委員長 吉田 直起

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 平石 勝司

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

説明のため出席した者（6名）

産業経済部長 羽成 健之

都市政策部長 飯泉 貴史

建設部長 渡辺 善弘

商工観光課長 佐々木 啓

建築指導課長 市村 俊宏

水道課長 滝田 昌暁

傍聴者0名

事務局職員出席者 古宮 英剛

○今野委員長 おはようございます。ただ今から産業建設委員会を開催いたします。本日、委員会室内においては、体調管理のために水分補給を許可します。資料は、サイドブックの「産業建設委員会」「令和8年」「2月4日開催」をお開きください。執行部の皆様は、説明の際にページ数もお願いします。また、委員及び執行部の皆様は、会議録作成のため、発言の際にマイクの使用をお願いいたします。それでは、(1) 令和8年第1回臨時会上程議案等について、①令和7年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について、説明をお願いいたします。

○佐々木商工観光課長 おはようございます。商工観光課でございます。私のほうから、令和7年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について、御説明させていただきます。サイドブックでは、別添資料①を御覧ください。1枚おめくりいただきまして、今回の補正予算は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策事業として、8億3,415万4,000円の増額補正を行うものでございます。詳細につきましては、3ページを御覧ください。まず、1の事業の目的でございますが、本事業は食料品等の物価高騰の影響を受けている市民生活を支援することを目的といたしまして、全ての市民を対象にデジタルギフトを配布するものでございます。また、スマートフォンをお持ちでない方など、デジタルギフトの利用が難しい方には、V i s aのギフトカードを配布することで、全市民を支援する仕組みとなっております。つぎに、事業内容でございますが、支援額は市民一人当たり5,000円でございます。そして、事業の実施方法と期間でございますが、資料を1枚おめくりいただきまして、4ページのフロー図を御覧ください。まず、資料の左上を御覧ください。令和8年4月から5月にかけて、個人ごとのQRコードが付いた通知を全世帯へ配布いたします。そして、資料の上のラインがデジタルギフトを利用する方。真ん中のラインがV i s aカードを希望する方の流れとなります。通知到着後、概ね2か月間の5月末から6月末まで、デジタルギフトを利用するか、V i s aギフトカードの送付を希望するか意思表示期間を設けます。そして、デジタルギフトを利用する方は、右上の例を御覧いただきまして、これらを含みます1,800種類を超える商品や電子マネーポイントから選択し、御利用をいただくものでございます。なお、選択肢の中には、コンビニA T Mを利用して現金で受け取ることも可能となっております。一方で、真ん中のラインのV i s aギフトカードを希望された方、あるいは、一番下のラインのデジタルもギフトカードも希望されなかった、いわゆる無反応であった方の流れでござ

いますが、こちらの方々へは、6月末から7月末以降にV i s aギフトカードを発送する予定でございます。こちらで、全市民を支援したいと考えてございます。つづきまして、事業費でございますが、資料3ページにお戻りいただきまして、一番下を御覧ください。これは委託料一本で8億3,415万4,000円でございますが、その内訳といたしまして、一人当たりの5,000円の支援原資として、7億1,000万円。そのほか、郵送料やカード発行手数料、コールセンター等の事務局運営費を含む委託料として、合計8億3,415万4,000円を要求させていただいております。恐れ入ります、サイドブックを1枚おめくりいただきまして、右側5ページを御覧ください。本事業費につきましては、全額を令和8年度へ繰り越しさせていただきたいと思っております。説明につきましては、以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見や御質問はございますか。

○竹内委員 せっかく良いことをやるのに、何だかややこしくない。もうちょっと安易な給付方法というのはなかったのかという話をしたんだよね。誰もがデジタルやスマホとかをみんな活用しているわけではないので、当たり前だけど。ましてや、これは全市民に配布でしょ。もうちょっと給付の方法を検討しなかったのかね。

○佐々木商工観光課長 今回のやり方自体は、かなり簡易にしております。その部分というのは、テレビ等でやっています東京都のやり方、東京アプリ生活応援事業もございますけれども、基本はサイトに誘導して、サイトへの誘導の仕方を説明して、そのサイトに自分で行って、そこで自分のマイナンバーカードを照合してやるという形が主流の形になっています。ただ今回は、サイトにこういう形で入ってくれという部分が難しい部分があるということで、その部分をアナログに、QRコードという部分を残して、QRコードでまずそのサイトに直接行けると。そこにパスワードを1個入れるだけで、もう意思表示をできる画面までいけるということで、ほかと比べてもかなり簡単にできるような仕組みということで、我々のほうでこの仕組みを採用させていただいたものがございます。

○海老原委員 確認だけど、郵送は世帯ごとで、一人5,000円。それはスマホでQRコード。それは、家族に全てお任せということでもいいんだよね。例えば、世帯に3人いたら、別々になるのか、ひとまとめになるのかの確認です。

○佐々木商工観光課長 5人家族であれば、通知の中にQRコードが五つ、それぞれ付くような形で、世帯ごとに郵送する形になります。

○今野委員長 この件は、最初にスタートをした時には、竹内委員からも質問があったように、いろいろな混乱、分からないという方が出てくるのかなと思いますので、御対応が大変かと思いますが、よろしく願いいたします。

○佐々木商工観光課長 御意見のほうありがとうございます。実は我々も今回、デジタルギフトが初めてということで、コールセンターを設けたいと思っております。それに加えて、コールセンターの中で、我々のほうの窓口に来ていただけると、遠隔操作で、そこまでやるという形も取りたいと考えております。初めての取組ですので、その辺もしっかり対応してまいりたいと考えてございます。御意見のほうありがとうございます。

○島岡委員 そうすると、全員がやってくれるだろうとは思いますが、余ってしまったらどうするのですか。

○佐々木商工観光課長 交付金事業の繰越金と言いながらも、国からの取扱いということで、余りの分はしっかり精算する仕組みを作れという指示が来てございます。このデジタルギフトやV i s aカードにしても、使用期限を設けようと思っております。それは一応年内という形で、デジタルギフトのほうは1,800種類になった場合に、それぞれの使用期限が3か月や4か月というのがあります。ただサイト上に残っているポイントが、令和8年末で使っていない、そのまま残っているのであれば、こちらで把握できますので、それはしっかり我々のほうで精算しようと思っております。V i s aギフトも同じです。V i s aギフトでも使わなかった場合、残っている部分は今年末で精算のほう、逆に返してもらおうという形で今対応を考えているところでございます。

○島岡委員 大変ですけど、また国に返すんだ。

○佐々木商工観光課長 今回の予算、国費のほうで、繰越事業ということで、当該年度の事業であれば、余った部分というのはほかの事業になっているのですが、繰越事業ということで財源まで繰り越しているということで、その財源は余ってしまうと、おっしゃるとおり国に返すしかないということです。今回、国費のほうは10割を充てているのではなくて、85%充てているような状況でございまして、残りの15%でその辺は賄いたい、その差額の分は賄えればと考えているところでございます。

○下村委員 例えば、デジタルクーポンにされた方。スマホに5,000ポイントが入ったと。それで、よくポイントというのは期限が切れますよという案内が来るんだよね。そのような令和8年末で使えなくなりますという御案内について、ポイントによって使い方はいろいろだから、人によって違う。でも、ポイントは使えなくなりますという案内は来るのかな。

○佐々木商工観光課長 言葉が足りずにすいません。サイトの中はギフトというサイトでございます。ギフトの中でデジタルクーポンを使うという方は、そこにまず5,000ポイントが来ます。その5,000ポイントを、例えば、Pay Payやdポイント、コンビニでアイスを買う場合にクーポンというのにも出ます。それに変換した場合は、その部分はそれぞれが一律ではなく、例えば、Pay Payであれば3か月間、期間限定のポイントということで、それは最初にあらかじめそういうポイントですというのを示してから、使えるような形になります。一方で、ポイントとして残っている部分は、令和8年末に我々のほうで精算するという話でございます。それを変更した部分については、それぞれの使用期限の間に使う、Pay Payであれば使用期限の期間限定のポイントというのもあると思いますけれども、その取扱いと同じようになります。

○寺内委員 説明では、Pay Payが3か月ということだよね。そうすると令和8年度末までという話だと、3か月で切れてしまったのではPay Payではないほうが良いということになるよね。そうすると、そこは不公平ではないかという話にはなっていないの。

○佐々木商工観光課長 まず、デジタルのほうで変換の期限というのが令和8年12月末までということになっています。例えば、12月に変換をした場合に、Pay Payだと3か月、4か月、5か月、6か月なんですけれども、実際はその期限を見ながら変換をしてもらう。Visaギフトのほうは、一応年内までに使用してもらうという条件でございます。使える部分を増やすと、使用期限というのはデジタルのほうはいろいろと変わる部分ございますけれども、そういう形で支援していければと考えているところでございます。

○寺内委員 なるほど。期間を延ばせば延ばすだけ、結局費用が掛かるということか。補償しないといけないから。それは、市民の方にはこういうわけだからということをお教えしないと。市民は分からないよ。俺みたいな高齢者になったら、何も分からないわけだから。だから、そこは丁寧にやったほうが良いよね。そうでないと、一生懸命になっても、市民の方が使おうと思ったら、期限が切れてしまっているとなっていて、こんなに短い期限はないだろうと後で苦情になるからね、絶対。そこだけは、徹底してPRをしてください。答弁はいいよ。

○今野委員長 ほかに御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、②令和7年度土浦市水道事業会計補正予算(第3回)(案)について、説明をお願いいたします。

○滝田水道課長 水道課でございます。②令和7年度土浦市水道事業会計補正

予算（第3回）（案）をお願いします。2ページをお願いいたします。今回の補正でございますが、重点支援交付金を活用いたしました水道の基本料金を来年度、減免するためのシステム改修料でございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。基本料金の減免対象者でございますが、一般世帯の6万5,300件。実施時期は、今年の4月から9月の6か月間でございます。減免額は、月450円で一世帯あたり2,700円となります。予算措置ですが、システム改修は3月までに完了いたしますので、今回の補正で計上いたします。また、基本料金減免は、4月から実施しますので、減免分は令和8年度予算に計上いたします。説明は以上でございます。

○今野委員長 ありがとうございます。この件に関して、御質問や御意見はございませんか。

○下村委員 水道基本料金の減免、その明細というのかな。例えば、月450円（税抜）で、各家庭に知らせる明細にきちんと掲載されるのですか。

○滝田水道課長 一つ一つは難しいのですが、家事用の所に、既に450円を引いた額を載せる請求額となっております。

○下村委員 月450円（税抜）を減免しますということを記載しないと、最近の電気料金でも何でもそうなんだけど、よく分からない。本当に減免されているのか、はっきり言って分からないんですよ。最近では明細も各家庭に来ないで、電子的なもので、自分で見なくてはいけないものが多いので。だから、そこら辺をプリントするのならプリントしてくれれば良いのかなと思うんですよ。置いてくでしょ、毎月の使用量は。水道メーターを検針して、それで前月はこれだけ、今月はこれだけとかって。だから、減免をする時は1行入れてくれれば良いのかなと。毎月450円が減免されています、今月からですとか。それをできるのかできないのかというのもお聞きしたいです。

○滝田水道課長 協定を結んでいます第一環境のほうに話を聞いたのですが、そのシステムを今構築はしているのですが、1枚1枚、家事用だけに450円をとというのは難しいということなので、全部のものに印字するような形にはなるのですが、請求額も本来であれば基本料金とかそういうのは明示してあれば、基本料金は無いというのは分かるんですけども、今は全体額を表示してあるので、実際のところはなかなか難しいということです。なので、今用意しているのは、市のホームページにアクセスをしてもらえれば、こういうもので何立法メートルだとかいうふうな計算になりますよというのを載せようと思っ
てはいます。

○下村委員 広報紙にも載せれば良いのかなと思うんですよ。広報紙にも掲載

して、各家庭に配布する。基本台帳でいう世帯の7割ぐらいしか配布できないかもしれない、3割が残ってしまうかもしれない可能性があるけれども、広報紙でも450円を減免しているんですよって、きちんと載せて分かるようにしてあげてほしいんです。せつかくやっているのだから、その辺をもう一度。

○滝田水道課長 広報紙のほうにも、3月上旬号に載せるように、今協議しております。

○竹内委員 簡単に言えば水道料金の請求書、領収書があるよね。そこにこのことがはっきりと分かるような数字になるわけ。

○滝田水道課長 請求額は既に450円の基本料金を抜いた額で請求いたします。ですから、実際に基本料金が抜けているというのはなかなか把握するの難しいところではあるんですけども、すいません。

○竹内委員 基本的には水道を利用している方がこれで減免になったんだなという実感が湧かないとまずいでしょ。

○滝田水道課長 おっしゃるとおりで、いろいろ考えたのですが、システム上なかなか難しいというのがございまして、そこまでたどり着けられなかったというのが現状でございまして、誠に申し訳ないのですが、そのほかのホームページなどにアクセスをしてもらって、その辺を丁寧に説明していこうかなと思っております。第一環境のほうでは、そこまでの構築はできないという形で、実際システムに非常に無理を言ってやってもらっています。実際に3月までにはなかなか厳しいこともあったのですが、157万円という形でやらせてもらっておりますが、これもそこまでやると時間、費用も掛かるということだったので、最低限できるというところで、この辺までという形に収まったところではございます。

○今野委員長 今の件に関して、私からも1点。議員になった当初から思っていたのが、この情報はどういうふうに皆様にお伝えするのですかということ、皆様はホームページと広報紙に載せていますという返答なんですね。広報紙を熱心に見ている人はいるのですが、全てではなく、ホームページも見られない方や興味がない方もいらっしゃると思います。ですから、現行の方法では滝田水道課長が御説明していただいたように、本当に一生懸命やってくれてると思いますが、これはここだけの問題ではなく、全体的にもう少しどうやって伝えていくかということ、産業建設委員会の所管ではないかもしれないですけど、全体的な意識として持っていただければと思います。私も時折、広報つちうらを見損ねてしまうことがあるぐらいなので、そういう方たちの対応とか、そういうことも少しずつ考えていただければなと思います。

○寺内委員 今まではプレミアム商品券ということでやっていたんだよね。いつもそれではしょうがないからということで、今回は違う方法で重点交付金を使おうということなんだよね。それが、450円を減免してありますというのが分からなければ、市民のためにやっていることにはならないんだよ。請求金額は450円を引いてありますからでは、誰も分からないよ。だから、こういうことで市民のため応援しているんですということを知ってもらうのに、広報紙に出してるから、見てください、こういうことをやっていますから、ではないんだよ。直接見せないとどうしようもないんだよ。だから、検針に来たときに、例えばその半年間減免になりますからとかっていうことを、市民にPRしないと。例えば、ホームページを見てくれ、広報誌を見てくれでは、みんな見なければ450円が減免になっているって分からないわけだよ。使った分の使用料しか請求が来ないんだから。それでは、土浦市の施策で、こういうことで市民に還元していますということでやっているのに、全然それが市民に伝わらないよ。確かにやるのは大変だよ。大変だと思うけれども、市民のためにこういう施策をやっているんだっていうのをやらないと、市民は分からないよ。だから、その検針に450円が減免になっていますということで一言入れてくれというのを、委員が言うのはそういうことだと思うんだよ。それで市民の方に対して、生活が楽になるように基本料金は減免していますから、国の重点支援地方交付金を充てていますからということで説明できると思うんだよ。ところが、市民の方が減免になっているのが分からなかったらば、何のためにこの施策をしているのということになるんだよ。全部で1億7,600万円も使うわけだから、それは本当に水道だから水の泡になってしまうよ。何だか分からないうちに終わってしまうということになると思うんだ。だからそこをもう少し考えないと。水に流すのではなくて、そういうことでやってくれないと。執行部が一生懸命になって、今回はこういうことで市民のために生活を応援しますということで考えてやっているわけだから、そこはもう少し踏み込んだことを考えてくれないと。広報紙とホームページ見てくれれば分かりますからでは、こういうことをやる必要はないよ、はっきり言って。だって、市民が恩恵を受けているのが分からないんだもん。だから、そういうことももう一步踏み込んで考えてもらったほうが良いと思うんだよ。毎月検針に来る人はいるんだから、その人に何かをやってもらうとか。検針が半年に1回というのだったらいいよ。ところが、毎月の検針でこれだけ使ってしまったということを家庭に知らせているのだから、その時に少し手を変えてやればいいんじゃないかなと思うんだよ。そういうことを少し踏み込んで考えてくれないかな。委員会で議論をして、

市民の生活を応援するんだから良いんじゃないののとやっても、市民がその恩恵を全然感じていなかったら、この1億7,000万円は本当に水に流して終わりになってしまうよ。だから、そこを踏み込んで考えてもらえればと思うんだ。ここで答弁くれとは言わないから、少し考えてやってくださいよ。

○竹内委員 水道料金の減免というのは、今に始まったことではないよね。いろいろな自治体で、いろいろな時にやったよね。つくば市でもあったし。やはり水道の利用者が、払う額が安くなったと実感が湧かないとまずいでしょ。実感が湧くにはどうすればいいかといったら、水道料金の請求書や領収書に、今はこういうような重点支援地方交付事業で減免をしていますというような文章を入れる。当たり前のことだけれど、文章を入れれば、水道の利用者は前月と比べて安くなったんだと思うよね。使っている量は同じだけれど、そんなことで工夫をしなければ、減免をしても、同じ請求書では市民は全然分からないよね。

○滝田水道課長 その辺を第一環境のほうと詰めてやりたいと思いますので、ありがとうございました。

○平石委員 本当に先輩の皆さんからお話がありましたので、是非ともお願いしたいと思います。これはまた先の話で大変恐縮なのですが、所管外で申し訳ないのですが、2月10日の臨時会が終わった後に、安藤市長の記者会見で大々的にプレスリリースをされるということでもよろしいですか。いつも確かしていたかと思うのですが、発信力の高い安藤市長の口から直接、先ほどのギフトや水道料金を減免しますということをマスコミ、いろいろな所にも広報をしていただくということも併せてお願いします。その上で、1点だけ。水道料金の減免は一般世帯と書いてあるのですが、事業者は含まれないということでもよろしいでしょうか。

○滝田水道課長 はい。今回は含まれておりません。

○平石委員 いろいろな他市の事例、いろいろな重点支援地方交付金の水道料金の減免だと、他市によっては、土浦市と事業契約を結んでいる所ということで、一般世帯及び事業所と入っている所もあるかと思うのですが、事業所を抜いた理由というのを教えていただければと思います。

○滝田水道課長 今回、事業者だけという形になりましたのは、個人用で一般市民だけということがありまして、事業者のほうを抜かせてもらったという経緯がございます。

○平石委員 国のほうから一般世帯のみということなんですね。

○滝田水道課長 失礼いたしました。土浦市でそういうような形で決めたとい

うことです。ほかの自治体によっては、おっしゃるとおり事業用とか全部というのもございます。

○平石委員 それは分かるのですが、何で決めたのかという理由が分かれば。市民の方から聞かれた時に思いまして、事業者のほうも大変な御苦勞をされていますから、少しでも思ったもので、特に理由はないということですね。

○滝田水道課長 今回の対象を一般市民という形にしたものですから、家事用だけだという形になりました。

○平石委員 分かったような、分からないような。一般世帯のみにした理由が予算の関係とかで事業者の方は抜きましたとか、そういう理由があるのかなと思ったものですから、聞かせていただきました。答弁はもう大丈夫です。

○吉田副委員長 先ほど、平石委員からもあった理由の中で言うと、先ほどから450円で少ないから分からないと思うのですが、減免の金額を1か月450円かつ6か月にした理由というのは何ですか。

○滝田水道課長 交付金の額全体が11億円ちょっとということで、その中で水道に充てるのが2億円弱ということで、こういった形に決めさせてもらったということです。

○吉田副委員長 ちなみに、1か月でまとめてというのはだめだったのですか。

○滝田水道課長 1か月でまとめてという形なのですが、1か月で全額という形だと2億8,800万円ほどいきますので、それだと予算を超えるということで、基本料金のみ、かつ家事用のみという形になりました。

○吉田副委員長 一括でまとめてというか、2,000円ととかのシミュレーションがあったのかと思うんですよね。450円という金額ではなくて、分かりやすく1,000円で3か月とか、そういうパターンも考えられましたよね。

○滝田水道課長 額で言いますと、そこまで使わない方もいらっしゃるので、そうなってくると基本料金というのが必ず関わるところですので、あとの使用は個人的にお願いするという形で考えております。

○吉田副委員長 ありがとうございます。理解できました。

○今野委員長 ほかに御意見や御質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 つづいて、③専決処分の報告について(和解)について、説明をお願いいたします。

○市村建築指導課長 建築指導課でございます。別添資料の3をお開き願います。今回の報告は、公用車に係る物損事故の和解についてでございます。2ページをお開き願います。本件につきまして、事故発生日時は令和7年5月15

日の木曜日、午前11時20分頃。場所につきましては、牛久市中央3丁目15番地1地内、牛久市役所駐車場内にて発生いたしました物損事故でございます。事故の概要といたしましては、当課職員が牛久市役所で行われた会議に出席後、帰庁するため公用車を運転中、駐車場構内通路にて、右側から後退してきた相手方車両と接触し、車両の一部が破損したものでございます。当課職員は後退してくる車両を認識しまして、停車のうえクラクションを鳴らし、存在を知らせてはおりましたけれども、相手方が停車しきれず接触してしまったことが原因でございます。和解の概要につきましては、土浦市が相手方に対し損害金3万6,983円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応させていただいております。3ページをお願いいたします。こちらが牛久市役所駐車場位置図となっております。つづきまして、4ページをお願いいたします。上段写真が土浦市の公用車、下段写真が相手方車両の損害状況となっております。なお、安全運転の徹底につきまして、当該職員への指導はもとより、当課職員全員にも安全運転の周知を行い、再発防止に努めてまいります。説明は以上となります。

○今野委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はございますか。

○下村委員 自動車だから双方安全確認をしなければいけないとか、停車しなくてはいけないとか、そういう決まりがあって、教習所でも習ってくるのだけれども、土浦市で職員の事故が発生すると、何か必ずとっていいぐらい、土浦市のほうがお金を払っているよね。今までもそんなに悪くないようなところも払っている。今回は、こちら側から相手方に3万6,000幾らを支払う。相手方は土浦市に8万5,000円弱を支払う。こちらは止まって待っていて、向こうがバックしてきたら、個人だったら払うのかな。なにをやっているんだと思うんです。弁護士が入ったのか、損保会社が入ったのかは知らないけれど、普通に民衆というか、駐車場だから、そういう裁定はなされないと思うんだ。保険会社が裁定したのだらうと思うんだけれど、不自然だと思うんです。

○市村建築指導課長 ありがとうございます。今回の件につきましては、当然私どもも当初は1対0を主張させていただきました。今回は道路上ではない、確かにおっしゃるとおり駐車場の構内という部分もありまして、相手方は相手方で最初5対5を主張してきました。保険会社も入れて、私どもも主張はしておいたのですが、停車をしていたという証拠的なものを主張されまして、うちのほうの公用車が残念なことにドライブレコーダーも付いておりません。ですので、牛久市役所の防犯カメラにも掛け合いましたが、犯罪ではないので提供

できないというところもありました。そして、5対5を崩せたのが、相手方が私どもの公用車が進路妨害であるという主張をし、それを主張するために、相手方がドライブレコーダーの資料を提供した結果、うちの公用車が止まっていたというのが立証されました。ただ、角度的な問題だったり、お互いが動いていて、瞬間は止まっているのですが、確かに構内通路に侵入をしてきたという部分もありまして、最終的に8対2なのか、7対3なのかとやったのですが、7対3で落ち着いたというのが現状でございます。

○**下村委員** 相手方は市役所職員かは分からなかったのかもしれないけれど、土浦市と書いてある車かどうかは知らないけれども、どこかに土浦市と掲載されているのがあったとしたら、強気に出てきてしまうということもあると思うんですよ。そういったことが弱みみたいになって、土浦市のほうが、事故で結構払っていることが多いので、よく保険会社とも相談して、しっかりと対応してください。相手方の車は新しい車でバックモニターも付いていて、どうしてそんな所でぶつかってくるのって思う。そういったことも含めて何かおかしいような気がする。そういうところをしっかりと保険会社と相談してください。保険会社に土浦市も相当な額を払っているはずなんだよ、全体では。一括でやっているのかもしれないですが、そういったことも含めてね、保険会社のほうにしっかりと対応してくれるように、いつも土浦市が悪いわけではないというのをきっちり伝えてやって欲しいなという私からの要望です。答弁は要りませんが、よろしくお願いします。

○**今野委員長** ほかに御質問や御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**今野委員長** では、私から1点。私も下村委員と同じように、少々理不尽だと思うところも結構ございます。それで、今の御説明で、市の車はドライブレコーダーが付いていないということだったのですが、付けたほうがいいと思うのですが、付けられない理由とか、そういうのはあるのでしょうか。

○**市村建築指導課長** 最近、新しく購入している公用車につきましては、仕様書の中でドライブレコーダーを付けている車も増えてきております。ただ、建築指導課の、この写真の軽自動車はかなり年数が経っております。当然、後から追加で付けるということは物理的には可能ですが、役所全体的に納車の段階から仕様で示しているというのが、今の全体的な風潮でございまして、最近ではナビゲーションなんかも外していたりとか、そういったことも取り組まれている中で、その辺りは御意見をいただきましたので、先ほどの下村委員からのお話も含めて、統括している管財課とも協議をさせていただければと思います。

○今野委員長 よろしくお願ひいたします。それでは、以上で所管の執行部からの説明は終わりましたが、その他、執行部からございますか。

○羽成産業経済部長 執行部からはございません。

○今野委員長 委員の皆様からございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○今野委員長 最後に、デジタルカード、ギフトの件は、前委員長であった平石委員と吉田副委員長の発案で視察に行かせていただいて、それを提言し、今回形にしてくれたということは非常にありがたいです。本当にありがとうございます。そしてこれが日本で初めての取組だということも伺い、本当に皆様の心意気というか気概を感じました。ありがとうございます。これからもよろしくお願ひいたします。それでは、これにて産業建設委員会を閉会いたします。お疲れ様でございました。